

(平成 14 年9月改訂)
(平成 20 年5月、令和元年5月、令和2年2月、令和3年3月、令和5年2月、令和7年3月一部改訂)

意匠登録出願の 早期審査及び早期審理 のためのガイドライン

令和 7 年 3 月改訂

特 許 庁

はじめに

意匠登録出願に関する早期審査・早期審理は、昭和62年12月15日に導入されて以来、意匠の早期保護という社会的ニーズに的確に対応すべく運用されてきています。

このガイドラインの内容を十分にご理解の上、本制度を有効に活用していただけるようお願いいたします。

目次

I. 早期審査について

1. 早期審査の対象となる出願	page 1
2. 早期審査の申出手続	
2-1 提出者	page 3
2-2 提出方法、提出先	page 4
2-3 提出時期	page 4
2-4 手数料	page 4
2-5 提出書類の補充	page 4
2-6 「早期審査に関する事情説明書」等の様式	page 4
3. 事情説明書の記載要領	
3-1 書誌的事項	page13
3-2 ①権利化について緊急性を要する実施関連出願についての記載内容（様式①、②）	page13
3-3 ②スタートアップによる実施関連出願についての記載内容（様式③、④）	page15
3-4 ③日本国特許庁以外の特許庁への記載内容（様式⑤、⑥）	page16
3-5 先行意匠調査（様式①、②、⑤及び⑥）	page17
3-6 自己の意匠登録出願中の意匠の記載（様式①、②、⑤及び⑥）	page18
4. 早期審査の審査手続等	
4-1 審査手続	page18

4-2	提出書類の閲覧	-----	page19
4-3	意匠公報への表示	-----	page19
5. その他			
	お問い合わせ窓口	-----	page19

I I. 早期審理について

1. 早期審理の対象			page20
2. 早期審理の申出手続			
2-1	提出者	-----	page22
2-2	提出方法、提出先	-----	page23
2-3	提出時期	-----	page23
2-4	手数料	-----	page23
2-5	提出書類の補充	-----	page23
2-6	「早期審理に関する事情説明書」等の様式	-----	page23
3. 「早期審理に関する事情説明書」の記載要領			
3-1	書誌的事項	-----	page32
3-2	早期審理に関する事情説明	-----	page32
4. 早期審理の審理手続等			
4-1	選定手続	-----	page32
4-2	早期審理の処理	-----	page33
4-3	提出書類の閲覧	-----	page33
4-4	意匠公報への表示	-----	page33
5. その他			
	お問い合わせ窓口	-----	page33
添付資料			
	早期審査・早期審理に関する事情説明書の記載例	-----	page34

I. 早期審査について

1. 早期審査の対象となる出願

以下の¹、²又は³の要件を備えた意匠登録出願を早期審査の対象とすることができます。

なお、令和元年意匠法改正に基づく複数意匠一括出願手続（意願〇〇〇〇ー３〇〇〇〇〇〇の手続番号を有するもの）は早期審査の対象外です。意匠ごとの出願となった意匠登録出願について、早期審査の申出をすることができます。

また、令和元年意匠法改正により新たに保護対象となった建築物及び画像に係る意匠並びに内装に係る意匠のうち、画像に係る意匠については²のスタートアップによる出願である場合において早期審査の対象に含みますが、¹及び³の要件を備えた意匠登録出願においては、審査品質の確保のためにより広範なサーチや慎重な判断が必要となるため、引き続き、早期審査の対象外とします。

¹ 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、以下のいずれかに該当し、権利化について緊急性を要するものであること。

- i) 第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- ii) その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合
- iii) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合

（注）「意匠の実施」とは、意匠法第２条第２項に規定する日本国内において意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする行為等をいう。

（注）「実施の準備を相当程度進めている」とは、上記の製造等の実

施のための具体的な計画に基づく準備作業が開始されていることをいう。

(注)「実施行為」とは、実施しているか、実施の準備を相当程度進めていることをいう。

(注)「第三者」とは、出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者以外の者をいう。

(注)「警告」とは、意匠権等に基づき差止請求、損害賠償請求等をする旨を事前に通告することをいう。

2 スタートアップによる実施関連出願

スタートアップが出願人自身又は出願人であるスタートアップからその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であること。

また、スタートアップ対応早期審査では、実施関連出願について、一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な意匠権の取得につなげ、早期審査のスピードで対応することで、質の高い意匠権を取得できるようにします。

面接時には例えば以下のとおり行います。

- ・ 出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・ 審査官は、面接時まで把握した明らかな拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・ 審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をします。

1) スタートアップによる出願

スタートアップによる出願とは、出願人の全部又は一部が次の i) から iii) までのいずれかに該当するものです。

- i) その事業を開始した日以後 10 年を経過していない個人事業主
- ii) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては 5 人）以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ、大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人（*1）
- iii) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人

以外の法人)に支配されていない法人(*1)

(*1)大企業に支配されていないこととは以下の(a)及び(b)に該当していることを指します。

- (a) 申請人以外の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- (b) 申請人以外の複数の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと

2) 実施関連出願

実施関連出願とは、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めているものです。

(注1)「意匠の実施」とは、意匠法第2条第2項に規定する日本国内において意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。)をする行為等をいう。

(注2)「実施の準備を相当程度進めている」とは、上記の製造等の実施のための具体的な計画に基づく準備作業が開始されていることをいう。

3 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願であること。

2. 早期審査の申出手続

早期審査の申出は、早期審査の適用を受けようとする意匠登録出願毎に1通の「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要となります。

なお、提出書類は、特許庁に受理された後は返却されません。

2-1 提出者

出願人

2-2 提出方法、提出先

(i) オンラインにより行う、

(ii) 直接受付窓口(特許庁出願支援課:所在地 東京都千代田区霞が関

- 3-4-3) に差し出す、又は
(iii) 封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて（郵便番号 100-8915 上記住所）に郵送します。

2-3 提出時期

意匠登録出願の日以降に提出することができます。

※令和元年意匠法改正に基づく複数意匠一括出願手続（意願〇〇〇〇ー3〇〇〇〇〇〇の手続番号を有するもの）は早期審査の対象外です。意匠ごとの出願として出願番号が付与され、その出願番号通知を受け取った後に、意匠ごとの意匠登録出願について提出することができます。

なお、審査スケジュール表を特許庁ホームページで公開しています。
早期審査の申出の際の参考としてください。

(<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/ishoto.html>)

2-4 手数料

「早期審査に関する提出書類」の提出には、手数料を必要としません。

2-5 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」をもって行います。（様式7、8）

2-6 「早期審査に関する事情説明書」等の様式

表1 「早期審査に関する事情説明書」等の様式一覧

	書面の場合	オンラインの場合
実施関連出願	①早期様式1	②早期様式2
スタートアップによる出願	③早期様式3	④早期様式4
外国関連出願	⑤早期様式5	⑥早期様式6
早期補充書	⑦早期補充書様式7	⑧早期補充書様式8

① 早期様式 1（実施関連出願 書面の場合）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【早期審査に関する事情説明】

1. 実施状況説明

（1）実施行為（実施準備行為）の特定

（2）実施行為（実施準備行為）の開始時期

（3）意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料

2. 緊急性を要する状況の説明

3. 先行意匠調査

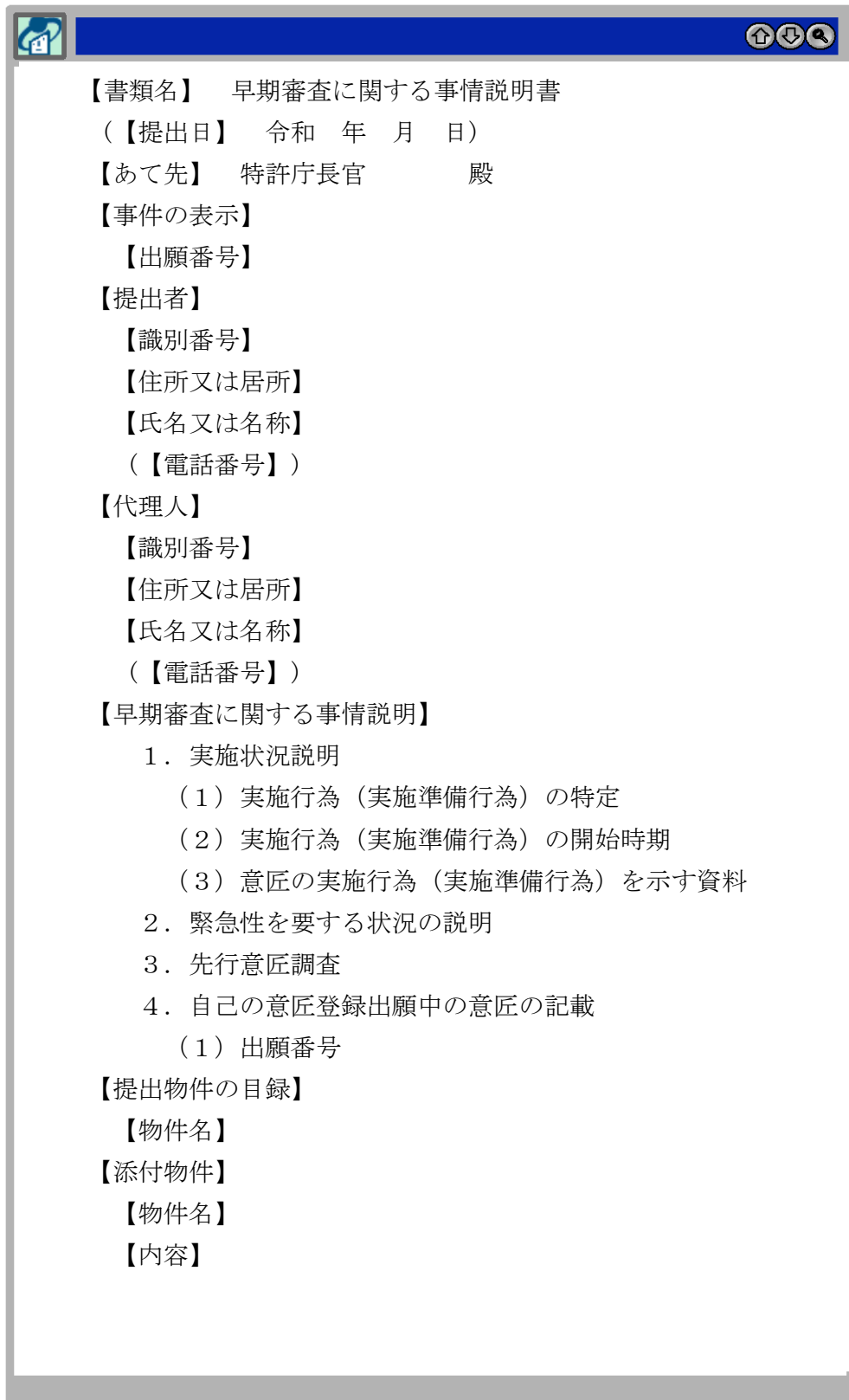
4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

（1）出願番号

【提出物件の目録】

【物件名】

② 早期様式2（実施関連出願 オンラインの場合）



【書類名】 早期審査に関する事情説明書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【早期審査に関する事情説明】
1. 実施状況説明
（1）実施行為（実施準備行為）の特定
（2）実施行為（実施準備行為）の開始時期
（3）意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料
2. 緊急性を要する状況の説明
3. 先行意匠調査
4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載
（1）出願番号
【提出物件の目録】
【物件名】
【添付物件】
【物件名】
【内容】

早期審査

③ 早期様式3（スタートアップによる出願 書面の場合）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【早期審査に関する事情説明】

1. スタートアップであることの説明
2. 実施状況説明
 - （1）実施行為（実施準備行為）の特定
 - （2）実施行為（実施準備行為）の開始時期
3. 面接対応希望（要・不要）

④ 早期様式4（スタートアップによる出願 オンラインの場合）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【早期審査に関する事情説明】
1. スタートアップであることの説明
2. 実施状況説明
（1）実施行為（実施準備行為）の特定
（2）実施行為（実施準備行為）の開始時期
3. 面接対応希望（要・不要）

早期審査

⑤ 早期様式5（外国関連出願 書面の場合）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【早期審査に関する事情説明】

1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示

（1）外国特許庁名

（2）出願日

（3）出願番号

（4）証拠の表示

2. 先行意匠調査

3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

（1）出願番号

【提出物件の目録】

【物件名】

⑥ 早期様式6（外国関連出願 オンラインの場合）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【早期審査に関する事情説明】

1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示
 - （1）外国特許庁名
 - （2）出願日
 - （3）出願番号
 - （4）証拠の表示
2. 先行意匠調査
3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載
 - （1）出願番号

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

早期審査

⑦ 早期補充書様式 7（書面の場合）

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

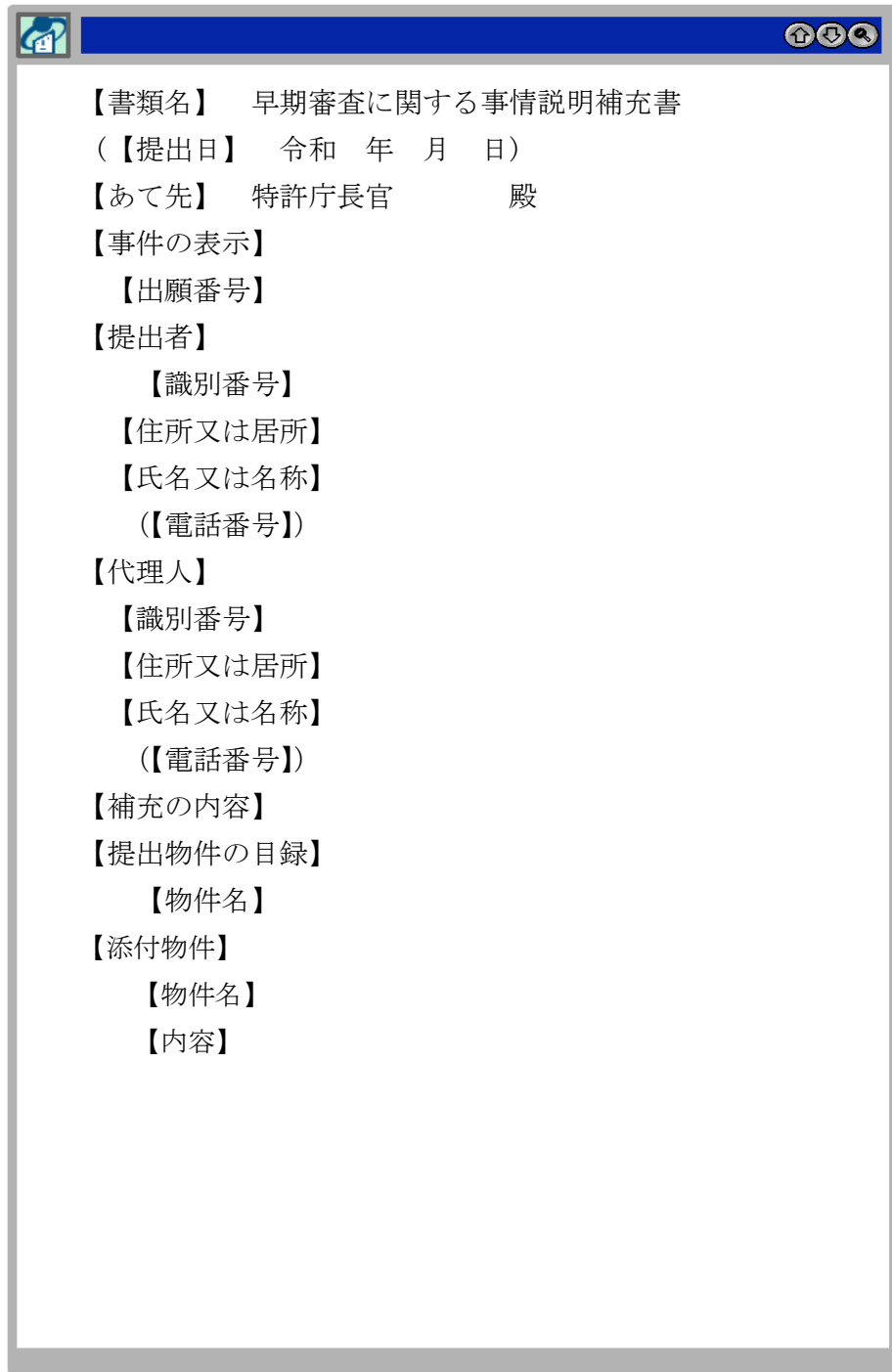
【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

早期
審査

⑧ 早期補充書様式 8（オンラインの場合）



【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【補充の内容】
【提出物件の目録】
【物件名】
【添付物件】
【物件名】
【内容】

早期
審査

3 事情説明書の記載要領

「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の書誌的事項の記載要領は以下のとおりです。

3-1 書誌的事項

- 1) 【事件の表示】の欄には、「意願○○○○－○○○○○○」のように意匠登録出願の番号を記載します（※）。また、願書と同時に早期審査に関する事情説明書を提出する場合は、「令和○年○月○日提出の意匠登録願」のように、その意匠登録出願の年月日を記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該意匠登録出願の願書の写しを添付します。【提出者】又は【代理人】の【識別番号】について、識別番号の通知を受けていない場合は【識別番号】の欄を設ける必要はありません。

※ 令和元年意匠法改正に基づく複数意匠一括出願手続は早期審査の対象外です（複数意匠一括出願手続の番号（意願○○○○－３○○○○○○）を記載することはできません。）。意匠ごとの意匠登録出願に係る出願番号として付与される、出願番号通知に記載された出願番号を記載します。

- 2) 【提出者】又は【代理人】の【住所又は居所】の欄の住所の次には、可能な限り、提出者又は代理人の有する電話番号も記載して下さい。
- 3) その他は、意匠法施行規則様式第１の備考１～４、６、７、１０～１２、１４、１６～１９、と同様です。なお、提出年月日の記載にあたっては、特許庁の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、郵送により提出する場合はその投函の年月日又は郵便局へ差し出す年月日になるべく記載してください。

- #### 3-2 1 権利化について緊急性を要する実施関連出願についての記載内容
- 権利化について緊急性を要する実施関連出願については次の要領で記載します。（様式①、②）

「早期審査に関する事情説明書」の「実施状況説明」の欄には、以下の要領で記載します。

3-2-1 実施行為（実施準備行為）の特定及び開始時期の説明

- 1) 実施行為（実施準備行為）の特定

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受

けた者（ライセンシー）の日本国内での実施行為（実施準備行為）が当該意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）のうち、いずれに該当するものであるかを特定して記載します。

2) 実施行為（実施準備行為）の開始時期

実施行為（実施準備行為）がいつからなされているかを記載します。例えば実施行為（実施準備行為）が製造の場合、“令和〇〇年〇〇月〇〇日より製造中”のように記載します。

3) 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料又は物件

例えば意匠の実施を示す製品カタログ、新聞、雑誌、図書等の資料（コピー可）又は製造品の物件（写真可）を提出します。

実施の準備の状況の説明においては、実施の準備の具体的な内容、時期を明らかにし、その準備を進めていることを特定するに足る具体的な実施計画書、準備作業等の行為を示す資料又は物件を提出します。

なお、「早期審査に関する事情説明書」は、登録後に閲覧可能となります。上記の説明において、その状況を明らかにするために営業秘密を示す必要がある場合は、ヒアリング等において明らかにする旨の表示をして、当該営業秘密の記載を省略することができます。そのヒアリング等の内容については公開しません。

3-2-2 緊急性を要する状況の説明（様式①、②）

権利化について緊急性を要する実施関連出願になることを理由として早期審査の適用を受けようとする場合は、「早期審査に関する事情説明書」の「緊急性を要する状況の説明」の欄に、以下のいずれの場合に該当するかを明示し、これにより緊急な権利化が求められている状況を詳細に説明します。

- 1) 第三者が許諾なくその出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合、原則として(i)第三者、(ii)第三者の実施行為（実施準備行為）、(iii)第三者の実施行為（実施準備行為）の開始時期、(iv)第三者の実施行為（実施準備行為）を示す客観性のある資料又は物件を明らかにします。
- 2) その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合、原則として(i)第三者、(ii)第三者の警告行為、(iii)第三者の警告の時期、(iv)第三者の警告行為を示す客観性のある資料又は物件を明らかにします。

- 3) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合、原則として(i)第三者、(ii)第三者から求められている実施許諾の内容、(iii)第三者から実施許諾を求められた時期、(iv)第三者から実施許諾を求められていることを示す客観性のある資料又は物件を明らかにします。

なお、「早期審査に関する事情説明書」は、登録後に閲覧可能となります。上記の説明において、その状況を明らかにするために営業秘密を示す必要がある場合は、ヒアリング等において明らかにする旨の表示をして、当該営業秘密の記載を省略することができます。上記1)～3)のいずれに該当する状況かという点を除き、そのヒアリング等で聴取した具体的な内容については公開しません。

3-3 2 スタートアップによる実施関連出願についての記載内容

スタートアップによる実施関連出願については次の要領でスタートアップによる出願かつ実施関連出願であることを具体的に記載します。(様式③、④)

権利化について早期審査の適用を受けようとする場合は、「早期審査に関する事情説明書」の「実施状況説明」の欄には、以下の要領で記載します。

1) スタートアップであることの説明

スタートアップによる出願であることを説明するには、出願人の全部又は一部が上記2) 1)に示したi)からiii)までのいずれかに該当することを記載します。

※登記謄本等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

2) 実施行為（実施準備行為）の特定

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）の日本国内での実施行為（実施準備行為）が当該意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）のうち、いずれに該当するものであるかを特定して記載します。

3) 実施行為（実施準備行為）の開始時期

実施行為（実施準備行為）がいつからなされているかを記載します。スタートアップによる出願である場合においては、早期審査申請から2年以内に生産開始を予定している場合などが実施関連に該当しま

すので、その状況を記載します。

例えば実施行為（実施準備行為）が製造の場合、“令和〇〇年〇〇月〇〇日より製造中”のように記載します。

なお、「早期審査に関する事情説明書」は、登録後に閲覧可能となります。上記の説明において、その状況を明らかにするために営業秘密を示す必要がある場合は、ヒアリング等において明らかにする旨の表示をして、当該営業秘密の記載を省略することができます。そのヒアリング等で聴取した具体的な内容については公開しません。

3-4 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示（様式⑤、⑥）

外国関連出願であることを理由として早期審査の適用を受けようとする場合は、「早期審査に関する事情説明書」の「日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示」の欄に下記の要領で記載します。

3-4-1 日本国特許庁以外の特許庁等への出願が複数ある場合には、そのうちについて次の要領で記載します。

- i) 「外国特許庁名」の欄には、日本国特許庁へ出願した意匠と同一の意匠を出願した日本国特許庁以外の特許庁または政府間機関名（例えば、米国特許庁）を記載します。
- ii) 「出願日」の欄には、日本国特許庁以外の特許庁等への出願の出願日を記載します。
- iii) 「出願番号」の欄には、日本国特許庁以外の特許庁等への出願の出願番号を記載します。なお、「早期審査に関する事情説明書」の提出時に、その正式な番号を知ることができない場合には、その記載を省略することができます。ただし、その後、正式な出願番号を知らされたときは、遅滞なく、その番号を記載した「早期審査に関する事情説明書補充書」（様式⑦、⑧）を提出しなければなりません。
- iv) 「証拠の表示」の欄には、前記 i) ～ iii) に掲げる出願の事実を疎明する次の書類のいずれかの書類名を記載します。
 - a. 日本国特許庁以外の特許庁等が発行した公報
 - b. 日本国特許庁以外の特許庁等が交付した出願の受領書、又は出願番号通知
 - c. 日本国特許庁以外の特許庁等の認証がある出願書類の謄本
 - d. その他日本国特許庁以外の特許庁等への出願の事実を疎明する書面

- v) 「証拠の表示」に上記の書類を記載した場合には、原則、その第1頁及び意匠を表した図面頁を表示する。ただし、第1頁のみでは日本国特許庁以外の特許庁等への出願の事実が疎明できない場合には、その事実を疎明するために必要な頁を併せて提出します。また「物件名」の欄には「証拠の表示」に記載する書類のうち、提出する書類を記載します。例えば、「米国特許庁が交付した出願番号通知の写し1」のように記載します。
- vi) パリ条約に基づく優先権等の主張をともなう日本国特許庁への意匠登録出願であって、既に優先権証明書を日本国特許庁へ提出しているときは、「証拠の表示」の欄に、「優先権証明書（令和〇年〇月〇日提出済につき省略する。）」のように優先権証明書の既に提出済である旨を記載し、日本国特許庁以外の特許庁への出願の事実を疎明する書面の提出並びに、「外国特許庁名」、「出願日」及び「出願番号」の各欄の記載を省略することができます。

3-5 先行意匠調査（様式①、②、⑤及び⑥）

①権利化について緊急性を要する実施関連出願、③外国関連出願に関する「早期審査に関する事情説明書」の提出にあたっては、早期審査の目的を達成するため、出願人に対して「先行意匠調査」の結果を記載することが望まれます。先行意匠資料として、日本国登録意匠公報と公知資料（意匠登録出願日前に刊行物に記載された資料など）を調査の対象とします。調査に当たっては、自己の意匠の新規性・創作性を評価する際に参考になるとと思われる資料を抽出します。

3-5-1 調査すべき先行意匠

i) 日本国登録意匠公報について

日本国意匠公報を閲覧するためには、

○特許情報プラットフォーム J-PlatPat

(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>)

○独立行政法人工業所有権情報・研修館閲覧室

・公報閲覧室（特許庁内、内線番号 3811）

などを利用することができます。

ii) 公知資料についても、先行意匠調査の対象とします。

早期審査の申出を行う出願人は、公知資料についても可能な限り調査を行います。

3-5-2 調査範囲

- i) 先行意匠調査の調査範囲は、その出願の意匠の意匠に係る物品が属する「意匠分類表」の小分類又は「意匠に係る物品等の例」(※)に記載された関連する主な日本意匠分類の範囲です。
※「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」別添
- ii) 調査年の範囲は、出願の日の前15年です。

3-5-3 調査結果の添付

- i) 先行意匠資料を添付します。資料の添付は、公報又は公知資料についてはそのコピーを添付します。あるいは、公報についてはその登録番号の記載のみでコピー添付の代わりとします。
- ii) 先行意匠資料が無い場合には、その出願の意匠の背景となる一般的な意匠の水準を示す意匠資料を添付します。

3-6 自己の意匠登録出願中の意匠の記載(様式①、②、⑤及び⑥)

①権利化について緊急性を要する実施関連出願、③外国関連出願に関する「早期審査に関する事情説明書」の提出にあたっては、「先行意匠調査」に加えて、関連意匠の登録要件(意匠法第10条)の調査を効率的に行うため、「自己の意匠登録出願中の意匠の記載」を要請します。「自己の意匠登録出願中の意匠の記載」の欄は、以下の要領で記載します。

- i) 記載の範囲は、その出願の意匠の意匠に係る物品が属する「意匠分類表」の小分類又は「意匠に係る物品等の例」に記載された関連する主な日本意匠分類の範囲内において、その出願の出願日と同日に出願した自己の他の意匠登録出願(最終処分が確定していないもの)すべてとします。
- ii) 記載は、「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇」のように意匠登録出願の番号を記載することにより行います。
なお、出願番号の通知を待っている間は、その出願の「出願日」及び「整理番号」を記載します。

4 早期審査の審査手続等

4-1 審査手続

i) 選定手続

「早期審査に関する事情説明書」の提出があった出願に関し、早期審査の対象とするか否かを、審査長等が選定します。

(*) 願書や図面に不備がある場合や出願手数料等が未納である場合など、出願手続に瑕疵があり方式指令が通知されている案件や、新規性喪失の例外証明書や優先権証明書が提出されていない案件などは、申出後すみやかに審査着手することができない場合があります。また、早期審査申出の手続に不備がある場合も同様です。

ii) 選定結果の通知

審査長等は、選定の結果「対象としない」と判断した場合には、理由を付して出願人（代理人）に通知します。

(*) オンライン発送のための所定の手続を行った出願人（代理人）には、オンラインにて通知されます。

iii) 審査官による早期審査の処理

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、審査官はすみやかに審査を開始し（特別の事情がある場合を除く）、着手後の処理においても、遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めます。

iv) 選定の際の調査等

「早期審査に関する事情説明書」の記載事項の「実施状況説明」「緊急性を要する状況の説明」の欄の記載内容について、必要に応じて、ヒアリングによる実施状況・緊急性を要する状況の確認を行うことがあります。

4-2 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、意匠登録に関する出願書類等の閲覧と同様、閲覧可能となります。

4-3 意匠公報への表示

早期審査の対象になった出願の意匠公報への掲載に当たっては、以下の表示を行います。

- i) 登録意匠目次への「早」表示。
- ii) 意匠公報への「早期審査対象出願」表示。

5. その他

お問い合わせ窓口

特許庁審査第一部意匠課企画調査班

Tel : 03-3581-1101 内 2907

E-mail : PA1530@jpo.go.jp

I I. 早期審理について

早期審理に関する諸手続は、早期審査における手続に準拠することとし、手続上異なる部分について以下に特記します。

1. 早期審理の対象

意匠登録出願に係る拒絶査定不服審判が対象となります。

早期審理の対象となるためには、以下の[1]、[2]又は[3]の要件を備えていることが必要です。

なお、令和元年意匠法改正に基づく新たな保護対象である建築物及び画像に係る意匠並びに内装に係る意匠については、審理の充実のためにより広範なサーチや慎重な判断が必要となるため、当面、早期審理の対象外とします。（ただし、画像に係る意匠については、[2]のスタートアップによる出願に係る審判請求である場合のみ早期審理の対象に含みます。）

[1] 権利化について緊急性を要する実施関連出願に係る審判事件

審判請求人自身又は審判請求人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願に係る審判事件であって、以下のいずれかに該当する権利化について緊急性を要するものであること。

- i) 第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- ii) その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合
- iii) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合

（注）「意匠の実施」とは、意匠法第2条第2項に規定する日本国内において意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする行為等をいう。

（注）「実施の準備を相当程度進めている」とは、上記の製造等の実施のための具体的な計画に基づく準備作業が開始されていることをいう。

(注)「実施行為」とは、実施しているか、実施の準備を相当程度進めていることをいう。

(注)「第三者」とは、審判請求人自身又は審判請求人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者以外の者をいう。

(注)「警告」とは、意匠権等に基づき差止請求、損害賠償請求等をする旨を事前に通告することをいう。

2 スタートアップによる実施関連出願に係る審判事件

審判請求人であるスタートアップ自身が、又は審判請求人であるスタートアップからその審判事件に係る意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）が、その意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている審判事件であること。

1) スタートアップによる出願に係る審判事件

スタートアップによる出願に係る審判事件とは、審判請求人の全部又は一部が次の i) から iii) までのいずれかに該当するものです。

i) その事業を開始した日以後 10 年を経過していない個人事業主

ii) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては 5 人）以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ、大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人（*1）

iii) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない法人（*1）

(*1) 大企業に支配されていないこととは以下の (a) 及び (b) に該当していることを指します。

(a) 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の 1 / 2 以上の株式又は出資金を有していないこと

(b) 申請人以外の複数の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円

以下の法人以外の法人)が共同で株式総数又は出資総額の2／3以上の株式又は出資金を有していないこと

2) 実施関連出願に係る審判事件

実施関連出願に係る審判事件とは、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めているものです。

(注 1)「意匠の実施」とは、意匠法第2条第2項に規定する日本国内において意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。)をする行為等をいう。

(注 2)「実施の準備を相当程度進めている」とは、上記の製造等の実施のための具体的な計画に基づく準備作業が開始されていることをいう。

3 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府機関へも出願している意匠登録出願に係る審判事件であること。

2. 早期審理の申出手続

早期審理の申出をする場合は、対象審判事件ごとに「早期審理に関する事情説明書」1通を提出してください。

なお、提出書類は、特許庁に受理された後は返却されません。

2-1 提出者

当該審判事件の審判請求人。

2-2 提出方法、提出先

- (i) オンラインにより行う、
- (ii) 直接受付窓口(特許庁出願支援課:所在地 東京都千代田区霞が関3-4-3)に差し出す、又は
- (iii) 封筒に「早期審理に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて(郵便番号 100-8915 上記住所)に郵送します。

2-3 提出時期

早期審理の対象となる当該審判事件の審判請求の日以降いつでも提出できます。

2-4 手数料

「早期審査に関する提出書類」の提出には、手数料を必要としません。
また、平成12年1月1日以降に審判請求したものについて、書面により提出した場合も電子化手数料は必要としません。

2-5 提出書類の補充

提出した「早期審理に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審理に関する事情説明補充書」をもって行います。(様式⑦、⑧)

2-6 「早期審理に関する事情説明書」等の様式

表2 「早期審理に関する事情説明書」等の様式一覧

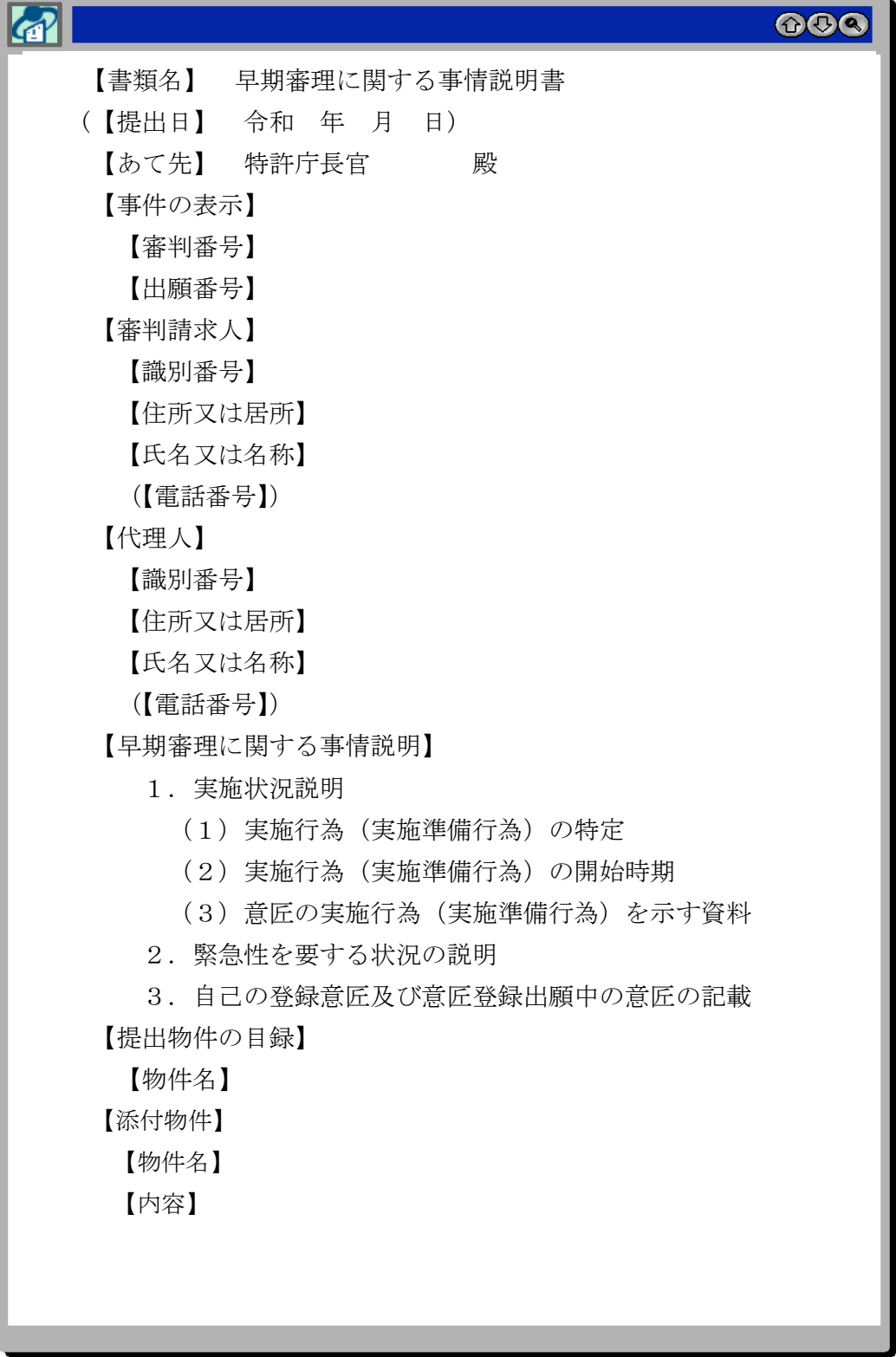
	書面の場合	オンラインの場合
実施関連出願	①早期審理意匠様式1	②早期審理意匠様式2
スタートアップによる出願	③早期審理意匠様式3	④早期審理意匠様式4
外国関連出願	⑤早期審理意匠様式5	⑥早期審理意匠様式6
早期補充書	⑦早期補充書 様式7	⑧早期補充書 様式8

(注) 平成11年12月31日以前に審判請求した場合は、書面のみの手続となります。

① 早期審理 意匠様式 1（実施関連出願 書面の場合）

- 【書類名】 早期審理に関する事情説明書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【審判事件の表示】
【審判番号】
【出願番号】
【審判請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【早期審理に関する事情説明】
1. 実施状況説明
（1）実施行為（実施準備行為）の特定
（2）実施行為（実施準備行為）の開始時期
（3）意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料
2. 緊急性を要する状況の説明
3. 自己の登録意匠及び登録出願中の意匠の記載
【提出物件の目録】
【物件名】

② 早期審理 意匠様式 2（実施関連出願 オンラインの場合）



The image shows a screenshot of a web browser displaying a form for early examination of a design application. The form is titled "【書類名】 早期審理に関する事情説明書". It contains several sections for inputting information, including submission date, recipient, event details, applicant information, and a detailed explanation of the early examination request. The form is presented in a window with a blue header bar and standard browser navigation buttons.

【書類名】 早期審理に関する事情説明書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

【早期審理に関する事情説明】

1. 実施状況説明
 - (1) 実施行為（実施準備行為）の特定
 - (2) 実施行為（実施準備行為）の開始時期
 - (3) 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料
2. 緊急性を要する状況の説明
3. 自己の登録意匠及び意匠登録出願中の意匠の記載

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

③ 早期審理 意匠様式 3（スタートアップ関連出願 書面の場合）

【書類名】 早期審理に関する事情説明書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

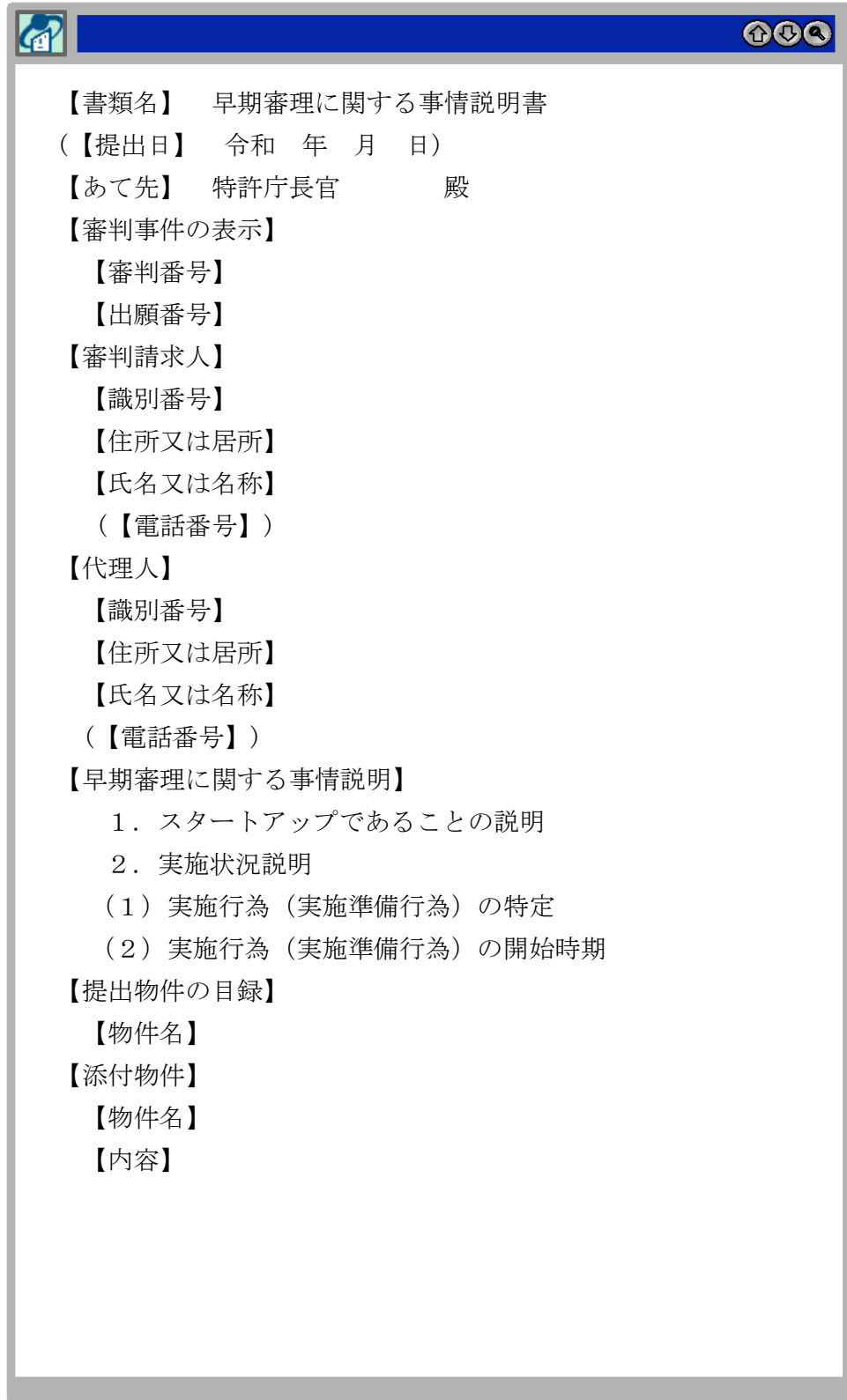
【早期審理に関する事情説明】

1. スタートアップであることの説明
2. 実施状況説明
 - （1）実施行為（実施準備行為）の特定
 - （2）実施行為（実施準備行為）の開始時期

【提出物件の目録】

【物件名】

④ 早期審理 意匠様式 4 (スタートアップ関連出願 オンラインの場合)



The image shows a screenshot of a web browser window displaying a form for the early examination of a design application. The form is titled '意匠様式 4' (Design Form 4) and is for 'スタートアップ関連出願' (Startup-related application) submitted 'オンライン' (online). The form contains several sections for inputting information, including the applicant's details, the subject of the application, and a detailed description of the early examination request.

【書類名】 早期審理に関する事情説明書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【審判事件の表示】
【審判番号】
【出願番号】
【審判請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【電話番号】)
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【電話番号】)
【早期審理に関する事情説明】
1. スタートアップであることの説明
2. 実施状況説明
(1) 実施行為(実施準備行為)の特定
(2) 実施行為(実施準備行為)の開始時期
【提出物件の目録】
【物件名】
【添付物件】
【物件名】
【内容】

⑤ 早期審理 意匠様式 5（外国関連出願 書面の場合）

【書類名】 早期審理に関する事情説明書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【早期審理に関する事情説明】

1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示

（1）外国特許庁名

（2）出願日

（3）出願番号

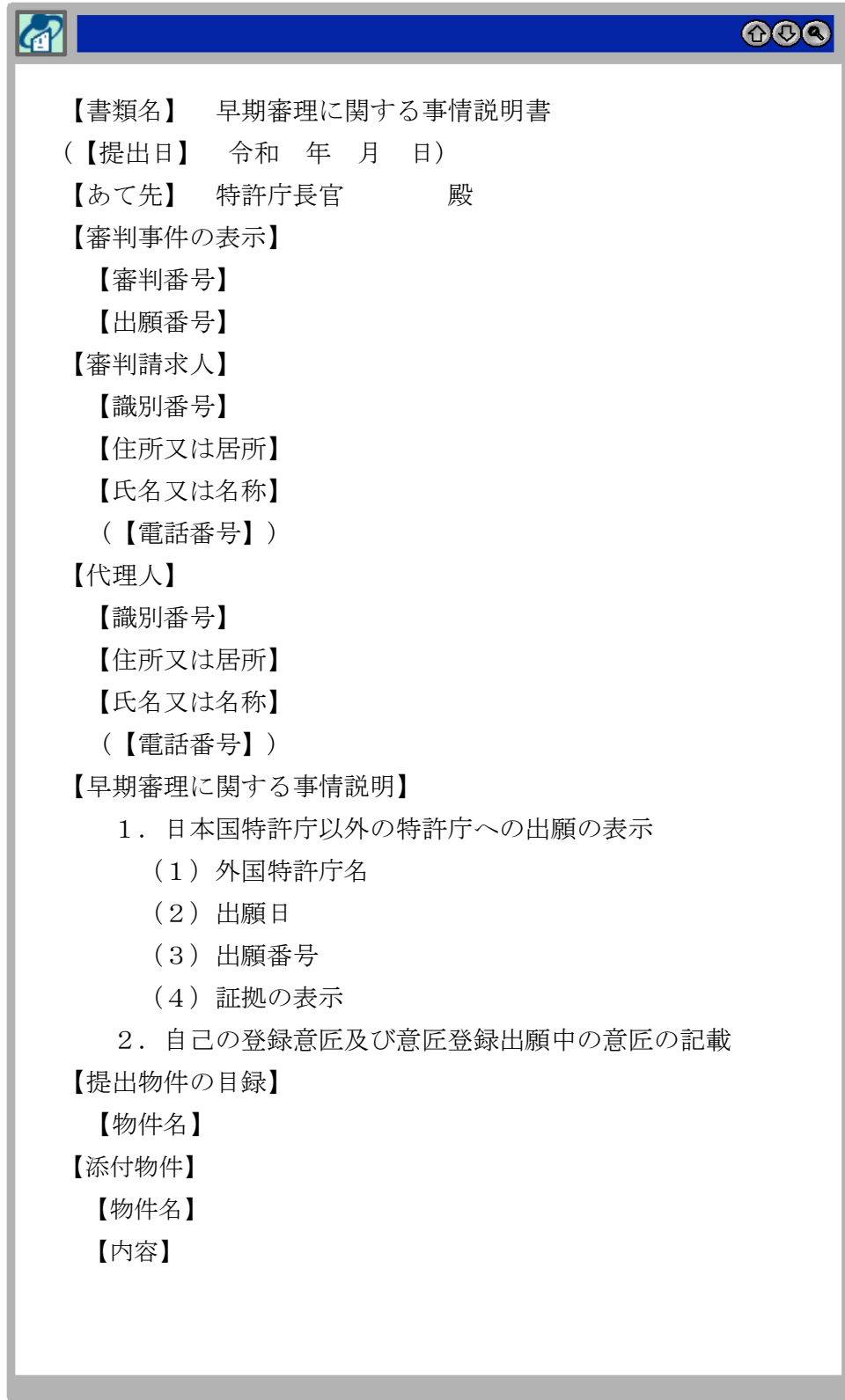
（4）証拠の表示

2. 自己の登録意匠及び意匠登録出願中の意匠の記載

【提出物件の目録】

【物件名】

⑥ 早期審理 意匠様式 6（外国関連出願 オンラインの場合）



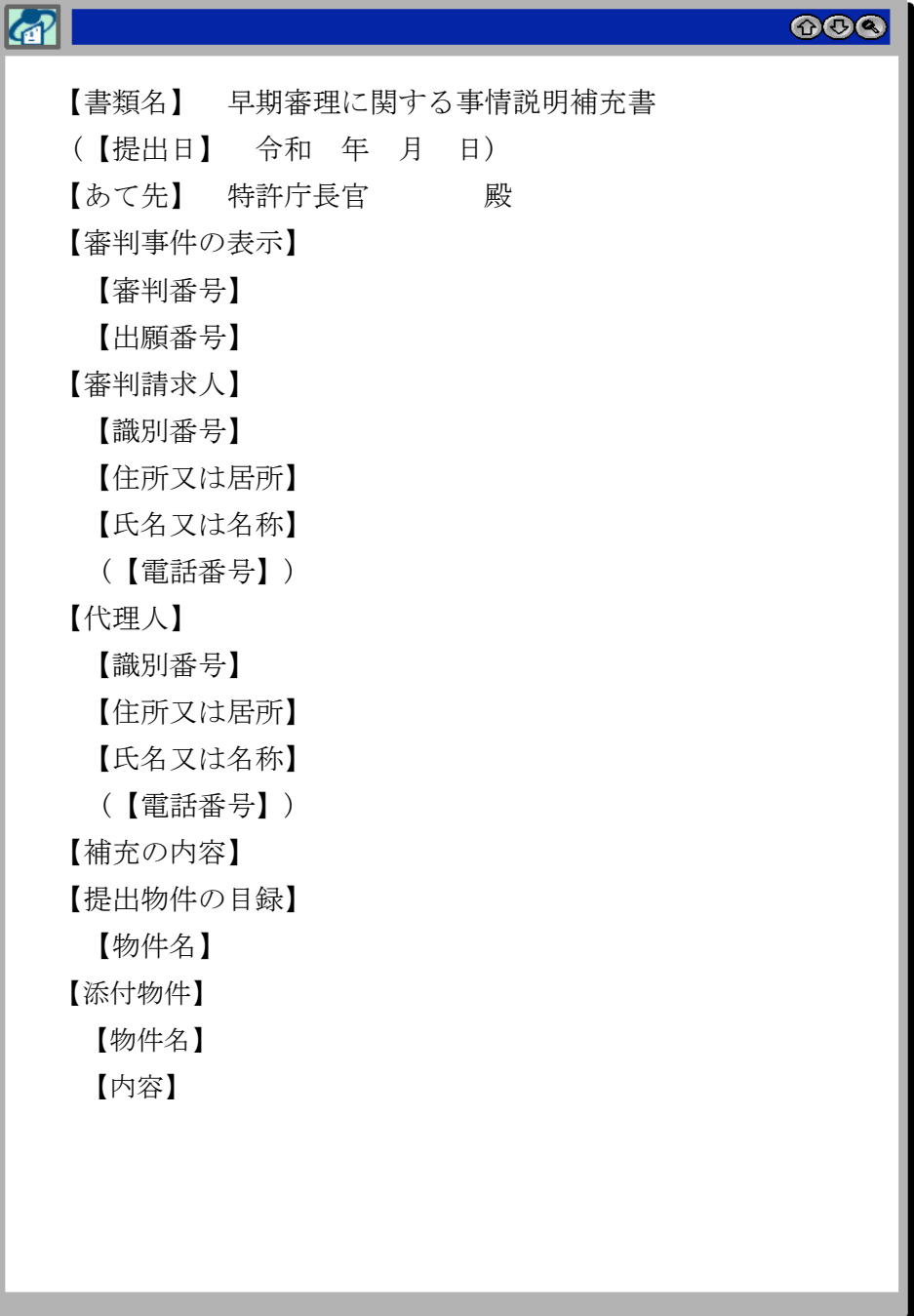
The image shows a screenshot of a web browser window displaying a form for early examination of a foreign-related patent application. The form is titled "意匠様式 6" (Form 6 for Designs) and is for online submission. The form fields are as follows:

- 【書類名】 早期審理に関する事情説明書
- (【提出日】 令和 年 月 日)
- 【あて先】 特許庁長官 殿
- 【審判事件の表示】
- 【審判番号】
- 【出願番号】
- 【審判請求人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- (【電話番号】)
- 【代理人】
- 【識別番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- (【電話番号】)
- 【早期審理に関する事情説明】
- 1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示
 - (1) 外国特許庁名
 - (2) 出願日
 - (3) 出願番号
 - (4) 証拠の表示
- 2. 自己の登録意匠及び意匠登録出願中の意匠の記載
- 【提出物件の目録】
- 【物件名】
- 【添付物件】
- 【物件名】
- 【内容】

⑦ 早期審理 補充書様式 7（書面の場合）

【書類名】 早期審理に関する事情説明補充書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【審判事件の表示】
【審判番号】
【出願番号】
【審判請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【補充の内容】
【提出物件の目録】
【物件名】

⑧ 早期審理 補充書様式 8（オンラインの場合）



The image shows a web browser window displaying a form titled '早期審理 補充書様式 8（オンラインの場合）'. The form is structured with various input fields and labels, all in Japanese. The labels are enclosed in brackets, and some fields have example text or instructions. The form is organized into sections, with some sections having a title in brackets. The form is displayed on a white background with a blue header bar. The browser window has a standard address bar and navigation buttons.

【書類名】 早期審理に関する事情説明補充書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【審判事件の表示】
【審判番号】
【出願番号】
【審判請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【補充の内容】
【提出物件の目録】
【物件名】
【添付物件】
【物件名】
【内容】

早期
審理

3. 「早期審理に関する事情説明書」の記載要領

3-1 書誌的事項

- 1) 【審判事件の表示】の欄には、審判事件番号及び意匠登録出願番号を記載します。

＜記載例＞

「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」

「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」

- 2) 【請求人】又は【代理人】の【識別番号】は、なるべく記載してください。識別番号を記載しないときは、欄は設ける必要はありません。
【請求人】又は【代理人】の住所（居所）の次に、可能な限り提出者又は代理人の有する電話番号を記載してください。
- 3) その他は、意匠法施行規則様式第1の備考1～4、6、7、11～13、15、17～20、と同様です。なお、提出年月日の記載にあたっては、特許庁の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日を、郵送により提出する場合はその投函の年月日又は郵便局へ差し出す年月日をなるべく記載してください。

3-2 早期審理に関する事情説明

『早期審査に関する事情説明書』の記載要領と同様です。

「自己の登録意匠及び意匠登録出願中の意匠の記載」については、審判継続中のものがある場合には、その審判番号も記載してください。

なお、早期審理を申し出る審判事件が、審査段階において既に早期審査の対象となっている場合は、「早期審査に関する事情説明書」の記載内容に変更（緊急を要する状況の変化等）がない限り、「早期審査に関する事情説明書の記載参照」と記入すれば足ります。

4. 早期審理の審理手続等

4-1 選定手続

i) 選定手続

「早期審理に関する事情説明書」の提出があった審判事件に関しては、部門長審判長が主任審判官を指定し、主任審判官は早期審理の対象とするか否か選定を行い、部門長審判長が決裁します。

ii) 選定結果の通知

部門長審判長は、選定の結果、「対象としない」と判断した場合には、理由を付して請求人（代理人）に通知します。

(*) オンライン発送のための所定の手続を行った請求人（代理人）には、オンラインにて通知されます。

iii) 選定の際の調査等

「早期審理に関する事情説明書」の記載内容のうち、「実施状況説明」「緊急性を要する状況の説明」の欄の記載内容については、必要に応じてヒアリングによる実施状況・緊急性を要する状況の確認、資料請求等を行うことがあります。

4-2 早期審理の処理

選定の結果、早期審理の対象となった審判事件については、担当する合議体はすみやかに審理を開始し、遅滞なく処分が終了するよう審理手続を進めます。

4-3 提出書類の閲覧

「早期審理に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、意匠登録に関する審判記録の閲覧と同様、閲覧可能となります。

当該説明において、その状況を明らかにするために営業秘密を示す必要がある場合は、ヒアリング等において明らかにする旨の表示をして、当該営業秘密の記載を省略することができます。そのヒアリング等の内容については公開しません。

4-4 意匠公報への表示

早期審理の対象となった審判事件に係る意匠の意匠公報への掲載に当たっては、早期審査の取扱いに準じて、以下の表示を行います。

- i) 登録意匠目次への「早」表示。
- ii) 意匠公報への「早期審理対象出願」表示。

5. その他

お問い合わせ窓口

特許庁審判部審判課審判企画室（意匠担当）

TEL : 03-3581-1101 内線 3734、5851

- 審判請求人（代理人）からの早期審理に関するお問い合わせには電話にて回答します。

付属資料

早期審査・早期審理に関する事情説明書の記載例 (オンラインの場合)

早期審査に関する事情説明書の記載例
(実施関連出願 オンラインの場合)

本記載は、事情説明書の記載要領を示すため、仮定に基づいて作成されたものです。

【書類名】	早期審査に関する事情説明書
【提出日】	令和〇〇年 〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
【提出者】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 3－3－2
【氏名又は名称】	〇〇株式会社
【代表者】	意匠 花子
(【電話番号】)	03－××××－〇〇〇〇
【代理人】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	東京都〇〇区〇〇
【氏名又は名称】	意匠 太郎
(【電話番号】)	03－××××－〇〇〇〇
【早期審査に関する事情説明】	
1. 実施状況説明	
(1) 実施行為（実施準備行為）の特定	製造
(2) 実施行為（実施準備行為）の開始時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日より製造中
(3) 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料	本願意匠の実施を示す資料として、製品カタログを別途、補充書とともに提出する。

早期審査

2. 緊急性を要する状況の説明

名古屋市〇〇区××に本社を有する〇〇〇〇〇〇〇〇〇社が、「自転車」を製造し、名古屋地区を中心に〇〇年〇〇月頃よりスーパーマーケット等において販売している。〇〇〇〇〇〇〇〇社 の「自転車」は添付した製品写真のとおりであり、本願意匠の自転車と同一のものであると考える。

3. 先行意匠調査

日本国意匠公報について、意匠分類表の小分類（自転車）の範囲内で本願の出願日前15年にわたり全件について調査した。下記にその調査結果を示す。

（イ）意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号公報

（ロ）意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号公報

（ハ）意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号公報

公知資料について、意匠分類表の小分類（自転車）の範囲内で本願の出願日前15年にわたり調査した。下記にその調査結果を示し、資料を添付する。

（イ）株式会社〇〇〇〇〇社が、令和〇〇年〇〇月〇〇日に発行した雑誌「×××××」令和〇〇年〇〇月号第38頁上段左上に掲載された自転車の意匠。（届出書1）

（ロ）株式会社××××社発行の「〇〇〇〇〇製品カタログ」（令和〇〇年〇〇月〇〇日発行）第2頁掲載の型番12345の自転車の意匠。（届出書2）

（ハ）米国意匠登録第D〇〇〇〇〇〇〇号の公報

（届出書3）

4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載

（1）出願番号 意願2002-000000

意願2002-000000

【提出物件の目録】

【物件名】 届出書 1 1

【物件名】 届出書 2 1

【物件名】 届出書 3 1

【添付物件】

【物件名】 届出書 1

【内容】

イメージ

【物件名】 届出書 2

【内容】

イメージ

【物件名】 届出書 3

【内容】

イメージ

イメージファイルの作成、挿入に当たっては、特許庁発行の「意匠登録出願手続のガイドライン」を参照してください。

事実を示すための客観性のある資料
又は物件が電子化に適さない場合は、
その“書面”を補充書に添付して提出
します。

例えば、当該意匠の実施品
が掲載された製品カタログ
を、この事情説明補充書に
添付して提出します。

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

【提出日】 令和〇〇年 〇月〇〇日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

【提出者】

【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3－3－2

【氏名又は名称】 〇〇株式会社

【代表者】 意匠 花子

【電話番号】 03－××××－〇〇〇〇

【代理人】

【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【住所又は居所】 東京都〇〇区〇〇

【氏名又は名称】 意匠 太郎

【電話番号】 03－××××－〇〇〇〇

【補充の内容】

意匠の実施行為を示す資料として、製品カタログを
提出する。

【提出物件の目録】

【物件名】 「〇〇〇自転車カタログ」

**早期審査に関する事情説明書の記載例
(スタートアップによる出願 オンラインの場合)**

本記載は、事情説明書の記載要領を示すため、仮定に基づいて作成されたものです。

早期審査

	
【書類名】 早期審査に関する事情説明書	
【提出日】 令和〇〇年 〇月 ××日	
【あて先】 特許庁長官殿	
【事件の表示】	
【出願番号】 意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇	
【提出者】	
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3－3－2	
【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇	
【電話番号】 03－××××－〇〇〇〇	
【代理人】	
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
【住所又は居所】 東京都〇〇〇区〇〇	
【氏名又は名称】 意匠 太郎	
【電話番号】 03－××××－〇〇〇〇	
【早期審査に関する事情説明】	
(記載例1：個人事業主の場合)	
1. スタートアップであることの説明	
出願人〇〇〇〇は、開業届出書を税務署に提出した個人事業主であり、事業の開始日が〇〇〇〇年〇月〇日であって事業開始後10年未満であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。	
2. 実施状況説明	
(1) 実施行為(実施準備行為)の特定 製造	
(2) 実施行為(実施準備行為)の開始時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日より製造中	
3. 面接対応希望(要)	

(記載例 2 : 小規模事業者の場合)

1. スタートアップであることの説明

出願人〇〇〇〇は、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は3人であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から10年未満であり、かつ、大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

2. 実施状況説明

(1) 実施行為(実施準備行為)の特定
製造

(2) 実施行為(実施準備行為)の開始時期
〇〇〇〇〇を2年以内に生産開始する予定の実施関連出願である。

3. 面接対応希望(不要)

(記載例 3 : 資本金3億円以下の法人の場合)

1. スタートアップであることの説明

出願人〇〇〇〇は、資本金3億円以下であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から10年未満であり、かつ、大企業に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるスタートアップである。

2. 実施状況説明

(1) 実施行為(実施準備行為)の特定
製造

(2) 実施行為(実施準備行為)の開始時期
令和〇〇年〇〇月〇〇日より製造中

3. 面接対応希望(要)

**早期審理に関する事情説明書の記載例
(実施関連出願 オンラインの場合)**

本記載は、事情説明書の記載要領を示すため、仮定に基づいて作成されたものです。

早期審理

		
【書類名】 早期審理に関する事情説明書		
【提出日】 令和〇〇年 〇月 ××日		
【あて先】 特許庁長官殿		
【事件の表示】		
【審判番号】 不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇		
【出願番号】 意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇		
【審判請求人】		
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
【住所又は居所】 大阪府△△区〇〇		
【氏名又は名称】 〇〇株式会社		
【電話番号】 066-〇〇〇-△△△△		
【代理人】		
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
【住所又は居所】 東京都〇〇〇区〇〇		
【氏名又は名称】 意匠 太郎		
【電話番号】 03-〇〇〇〇-〇〇〇△		
【早期審理に関する事情説明】		
1. 実施状況説明		
(1) 実施行為（実施準備行為）の特定 製造		
(2) 実施行為（実施準備行為）の開始時期 令和〇〇年〇〇月〇〇より製造中		
(3) 意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料 本願意匠の実施を示す資料として製品パンフレットを添付する。		

2. 緊急性を要する状況の説明

所在地〇〇県△△市〇〇の〇〇〇〇社が、
「(物品名)」を製造し、関西地区を中心に昨
年より雑貨量販店等に於いて販売している。
〇〇〇〇社の「(物品名)」は、添付した製品
パンフレットの図のとおりであり、本願意匠
の「(物品名)」と同じものとする。

3. 自己の登録意匠及び意匠登録出願中の意匠の記載

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号類似第〇号

意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇号

【提出物件の目録】

【物件名】 意匠の実施行為を示す製品パンフレット 1

【添付物件】

【物件名】 意匠の実施行為を示す製品パンフレット

【内容】

イメージ

事実を示すための客観性のある資料
又は物件が電子化に適さない場合
は、別途、補充書に添付し、書面にて
提出します。